

「第2回 機械要素技術展 九州」ブース製作業務委託 企画提案競技実施要領

1 趣旨

この要領は、「第2回 機械要素技術展 九州」ブース製作業務委託（以下「本業務」という。）において、企画提案競技により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

「第2回 機械要素技術展 九州」ブース製作業務委託

(2) 業務の目的

日本最大の機械要素・機械加工技術を集めた専門技術展である「第2回 機械要素技術展 九州」に「佐賀・鹿児島パビリオン」ブースを設け、鹿児島県・佐賀県のものづくり企業の製品PRの機会を提供することで、取引拡大を図る。

(3) 業務内容

別添「『第2回 機械要素技術展 九州』ブース製作業務委託 仕様書」（以下「仕様書」）という。）のとおり

(4) 履行期限

令和6年12月20日（金）

3 契約の条件

本事業におけるブース出展は、鹿児島県及び佐賀県が共同で行うものであることから、鹿児島県との契約を締結した後、同業務について佐賀県産業イノベーションセンターとの随意契約を締結すること。

※ 契約額の内訳は以下のとおり

4 契約上限額

2,285千円（消費税及び地方消費税額を含む）

内訳 鹿児島県との契約 1,150千円

佐賀県との契約 1,135千円

5 参加資格

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書の募集開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、鹿児島県及び佐賀県から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
 - ア 暴力団又は暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
 - カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- (5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人でないこと。
 - ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
 - カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- (6) 都道府県税、消費者及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。
- (8) 展示会や見本市等において同様のブース製作実績を有すること。
- (9) 本業務の趣旨を十分に理解し、委託する業務内容を誠実かつ確実に実施することが可能であること。
- (10) 九州に本店、支店、営業所等の活動拠点を置く、又は協力会社を有するなど、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
 - ※ 特に、展示会の会期中における迅速な連絡調整及び対応が可能であること。

6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に不足又は虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が契約上限額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 契約の相手方となる事業者が、委託業務の全部の処理を他に委託し、又は請け負わせることが判明した場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

7 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年6月17日(月) |
| (2) 質問書の提出期限 | 6月24日(月) |
| (3) 質問書への回答の公表 | 6月26日(水) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 7月12日(金)※午後5時必着 |
| (5) 最優秀提案者決定 | 7月26日(金) |

8 質問書

本業務に関して質問があるときは、質問書（様式1）を提出し、回答を求めることができる。

(1) 提出方法

電子メールにより提出すること。

※ 電話でメール受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和6年6月24日（月）

(3) 回答

質問書に対する回答は、鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお、質問書に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

9 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

ア 提案書鑑（様式2）

イ 企画提案書（企画内容、実施スケジュール等を示すこと）

※ ブース企画のイメージ（カラー）及びブースレイアウト平面図（任意様式）

※ 10-（2）審査の評価基準に基づき、企画内容の趣旨等を記載すること。

※ ブースのロゴマークについては、鹿児島県が提供するモノを使用すること。

ウ 業務遂行体制（担当者の人数、構成、配置 等）

エ 費用見積書

※ 積算内訳を記載すること（任意様式）。

※ デザイン案等の企画提案の内容について、関係機関等との打合せにより複数回の修正を行う場合やロゴ・キャッチコピー等の制作を委託する場合が想定されるので、必要な場合はそれらに係る費用も見積りに積算すること。

オ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書（様式3）

カ 提案者の概要がわかる資料（パンフレット等）

キ ブース設営実績（カの資料で確認できれば省略可）

(2) 提出方法

ア 提出期限：令和6年7月12日（金）※午後5時必着

イ 提出方法：持参、郵送、宅配便のいずれでも可。

電子データは、電子メールにて送付すること。

ウ 提出部数：紙6部、電子データ一式

エ 提出先：鹿児島県 商工労働水産部 産業立地課

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 10階

ものづくり支援係 石田、五反田

TEL：099-286-2970（直通）

FAX：099-286-5578

E-mail：monozukuri@pref.kagoshima.lg.jp

10 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

提出された企画提案書を下記の基準により審査を行い、最も高い評価を受けたものに業務を委託する。

(2) 審査の評価基準

ア 企画の内容

- ・ 提案の内容が事業の目的に沿ったものであるか。
- ・ 来場者の目を引くブースデザインとなっており、ロゴ・キャッチコピー等が効果的にPRされているか。
- ・ 来場者が鹿児島県及び佐賀県、出展商品に興味を持つようなデザイン、出展企業（8社程度）の各ブースへ立ち寄りやすく、各ブースに均等な来場者の動線が見込めるようなレイアウトとなっているか。
- ・ 鹿児島県及び佐賀県のイメージ及び出展企業（ものづくり企業）との関連付けが出来ており、商品の付加価値を高めるデザインとなっているか。

イ 業務の遂行

- ・ 業務を遂行する上で、適切な体制が取られているか。
- ・ 見積書の内容は、企画内容に対し妥当なものであるか。予算の範囲内か。

ウ 実績

- ・ 当該業務を実施するために十分な実績を有しているか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

11 その他

- (1) この企画提案に要する全ての経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出は、1社1提案以内とする。
- (3) 提出された企画提案書等を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (4) 委託契約の締結にあたって、審査の評価が最も高かった企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、委託業務の内容の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- (5) 別途協議・調整が整った後に、契約の相手方となる事業者は、改めて鹿児島県が作成した委託業務仕様書により、詳細な経費を積算した見積書を再度提出することとなる。
- (6) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例に従い適切に管理するものとする。

12 担当部署（提出先及び問合わせ先）

鹿児島県 商工労働水産部 産業立地課

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 10階

ものづくり支援係 石田，五反田

TEL : 0 9 9 - 2 8 6 - 2 9 7 0 (直通)

FAX : 0 9 9 - 2 8 6 - 5 5 7 8

E-mail : monozukuri@pref.kagoshima.lg.jp